

相談事例

《相談の内容》

「電気料金が高すぎるので見直しませんか」との電話があった。「何かを売いつけるのでは？」と聞いてみたところ、「見積りを出して話をするだけですから」との返事。

日ごろから電気料金が高いことは気になっていた為、明日、来てもらうことにした。電話を切ってから冷静になりよく考えると、何かの販売ではないかと思えてきた。

断ろうと考え、かかってきた電話番号に折り返し何度も電話をしたが、話し中か、呼び出しコールのみで繋がらなかった。明日、家に来られたら、どうすればいいか。

「電気代が高すぎるので見直しませんか」との電話。販売目的ではないと言うので、明日来てもらうことにしたけれど…

《対応の内容》

電気料金について、契約している電力会社以外から連絡が来ることはありません。やはり電気関連商品の勧誘と考えられます。電話は、突然不意をついてかかってくるものです。内容がわからないまま訪問したいと言われたときは「必要なら、こちらから電話をかけ直します」と伝え、電話番号を聞き取るに留めた方が良いでしょう。もしも、断れないまま、家に来られて困った場合は、玄関の鍵を閉めたままインターフォン越しに「必要ない」と伝え、業者と連絡を絶ちましょう。

身守りのポイント

最近、節電器や変圧器の電話勧誘に関する相談が消費生活センターへ多く寄せられています。今回のような勧誘のほかにも、高額な太陽光（ソーラー）発電システムや電気温水器の契約を勧められることもあります。高齢者は、訪問販売や電話勧誘をきっぱり断ることが出来ず、誰にも相談せずにいることが多いようです。本人に困った様子がないか、見慣れない商品や契約書がないか等、身近にいる人が気付きサポートしてあげることが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111